

# 交通事故による損壊物等の移動保管等措置要領 の制定について

平成2年12月27日  
岩交通発第153号警察本部長  
岩警務発第124号

各 部 長  
各 所 属 長

道路交通法の一部改正の要点及び運用上の留意事項については、既に「道路交通法の一部を改正する法律等の制定とこれに伴う交通警察の適正な運営について」(平成2年12月3日付岩交通発第134号、岩警務発第109号)をもって通達したところであるが、この度の改正により新たに規定された、交通事故による損壊物等の移動、保管、公示、返還等の措置については、次により措置要領を制定し、平成3年1月1日から実施することとしたから、適正かつ効果的な運用に努められたい。

記

## 1 制定の趣旨

交通事故により損壊した車両等の損壊物の措置については、これまで運転者等の原因者責任として措置してきたが、この度の道路交通法の一部改正により、運転者等が負傷等により道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第72条に規定された応急の措置を講ずることができないとき、警察官の交通事故損壊物等に係る措置規定が新設されたことに伴い、損壊物等の移動、保管、返還等の措置の適正と効果的な運用を図るため制定したものである。

## 2 運用の基本

### (1) 公正性の保持

交通事故による損壊物等の移動保管等措置要領措置要領(以下「措置要領」という。)の運用に当たっては、対象損壊物等の運転者等及び所有者等が詳細な状況を知らないうちに、移動料金、保管料金等の経済的負担が伴うものであるから、特に、移動措置の認定、移動業者等の選定及び金銭の取扱い等において、疑惑をもたれることのないよう、また、運転者等の納得が得られるよう公正な職務執行に留意し、事務処理の適正を期すこと。

### (2) 移動措置の基本

交通事故の損壊物等によって生じた交通上の障害については、法第72条の規定等により、その原因者たる運転者等及び所有者等の責任において措置しなければならないものである。現場にある警察官が、法第72条の2第1項及びこの措置要領による移動等の措置を講ずることによって、原因者たる運転者等及び所有者等に経済的負担を強いることになるのであるから、これらの措置を講ずるときは、運転者等が、措置要領第5条に規定する警察官の指示に従うことが困難な者であることの確認を行うこと。

### (3) 保管措置の判断

明らかに買受人がなく、財産的価値が認められない損壊物等については、法第72条の2第3項において準用する法第51条第11項及び第12項の規定等から、保管することによって、原因者たる運転者等及び所有者等に不相当な負担と認められる損壊物を売却又は廃棄できることからして、移動措置が採られたとしても保管しないことができるものであるから、保管の要否を個々具体的に判断すること。

### (4) 違法駐車車両の移動保管との区別(措置要領第6条関係)

この措置要領による移動等の措置は、交通事故等に係る損壊物等の早期排除を図るためのものであり、法第51条及び法第51条の2の規定による違法駐車車両の移動保管とは全く異なるものである。したがって、対象損壊物等を移動、保管するために、新たに管内の移動業者等と委託契約を締結して実施したり、これまでの指定車両移動保

管期間に行わせるものではない。

(5) 道路管理者等との関係

これまでの道路管理者等との関係が変わったものではなく、従来と同様、相互に連携を図って対応するものである。したがって、交通事故が発生したとしても、道路における危険や交通の安全と円滑に支障のない、道路の汚れ除去や塵芥の片付け等の措置は、法第72条の2第1項に規定される移動等の措置を講じ、費用負担を求める要件とは認められず、従来通り道路管理者等の管理権に属するものと思われるものであるから、これらの措置については速やかに道路管理者等に連絡を取って措置するものとする。

(6) 高速道路交通警察隊における取扱い

高速道路交通警察隊における交通事故の損壊物等の措置は、法第114条の3及び岩手県道路交通法施行細則(昭和35年公安委員会規則第10号)第6条の2の規定により、高速道路交通警察隊長が行うことができ、具体的な措置要領については、署における取扱いに準じて行うものとする。

ただし、次の手続きは、会計事務の手続き上、措置要領第30条の規定及び同条を準用して、定められた引継ぎ先の警察署長に引き継ぐものとする。

ア 措置要領第30条の規定に基づく所有権が県に帰属する手続き

イ 措置要領第33条の規定による負担金等の収納事務手続きのうち、負担金を県の歳入とする手続き

ウ 措置要領第36条の規定による督促金の徴収手続きのうち、徴収金を県の歳入とする手続き

エ 措置要領第39条の規定による滞納金の徴収手続きのうち、徴収金を県の歳入とする手続き

(7) 刑事手続きとの区別

法第72条の2に規定される移動等の措置は、刑事訴訟法に定める証拠物の押収手続きと全く異なるものであるから、区別して措置すること。

特に、取扱責任者は、逮捕現場における令状によらない差押え手続きなのか、法第72条の2及び本措置要領による移動又は保管措置であるのか、これらの措置に当たる警察官を明確に指揮して行うこと。

なお、対象損壊物等が盗難等の被害品と判明した場合は、速やかに関係署又は、関係する課(係)に連絡し、所要の措置を講ずること。

(8) 放置車両及び故障車両取扱との区別

エンジン又は車体の破損が著しいものであっても、交通事故による損壊物と認められない、いわゆる放置車両及び故障車両である場合は、法第72条の2第1項による移動等の措置の対象とならないので、明確に区別して措置すること。

(9) 費用徴収の性格

法第72条の2第3項において準用する法第51条第14項から第17項まで及びこの措置要領による負担金等の費用徴収は、警察署長又は高速道路交通警察隊長(以下「署長等」という。)に対する支払い義務を定めたもので、費用の負担者が、最終的に経済的な負担者となったものではない。

なお、本件措置に伴う費用負担の割合等は、過失の有無や過失割合等によって、別途、事故当事者等によって決められることとなる。

3 措置要領運用上の留意点

(1) 取扱責任者の関係(措置要領第3条関係)

ア 対象損壊物等の移動等の措置は、対象損壊物等の所有者等が全く知らない場合に行われ、しかも、経済的負担を強いるものであり、取扱いは慎重、適正を期さなければならないことから、署又は高速道路交通警察隊(以下「署等」という。)の交通課(係)長及び隊長補佐を取扱責任者として指定するものである。

イ 取扱責任者及び取扱責任者不在時にその事務を代行する者は、この措置要領に規定する取扱手続きに精通し、かつ、任務の重要性を自覚して、相互の連絡、事務引

- 継ぎ、上司への報告等について遺憾のないようにすること。
- (2) 移動業者等との関係（措置要領第6条関係）  
取扱責任者が移動業者等の選定に当たっては、事故の発生日時、場所、事故の形態、対象損壊物等の種類及び必要と思われる人員機材等に応じて移動、保管を的確に措置できる業者を選定すること。
  - (3) 移動する際の措置（措置要領第9条関係）  
対象損壊物等を移動したときは、必要関係書類を作成するとともに、事故関係者に対して当該対象損壊物等を移動したことを知らせること。
  - (4) 保管の場所（措置要領第13条及び第15条関係）  
取扱責任者は、措置要領第15条第2項の場合を含め、やむを得ない事情のため、保管業者以外の警察の施設、その他保管に適する場所に保管した場合は、必要により当該損壊物等の監視者を指定するなど、適正な保管、管理に努めること。
  - (5) 保管する際の留意事項（措置要領第14条及び第15条関係）  
取扱責任者は、保管業者に対し、保管管理及び返還措置等の上で必要な指示及び注意を与えること。
  - (6) 返還する際の措置（措置要領第17条～第19条関係）  
取扱責任者は、日曜日、祝日、休日又は執務時間外であっても円滑に対象損壊物等を返還できるよう、取扱責任者の職務を代行する者への引継ぎ及び保管業者に対する連絡を確実に行うこと。
  - (7) 所有者不明対象損壊物等の調査（措置要領第20条関係）
    - ア 「氏名及び住所を知ることができないとき」とは、「氏名」が分からないとき及び「住所」が分からないとき、という意味であり、車両照会等により登録上の名義人が分かったときであっても、当該名義人の住所に連絡がつかず、かつ相当な調査を行ってもなおその住所が不明である場合をいう。
    - イ 所有者不明対象損壊物等については、公示の措置を講じた後においても、その返還を促進するため、あらゆる方法により追跡調査を行うこと。
  - (8) 官報への掲載（措置要領第22条関係）  
「特に貴重と認められる物」とは、概ね見積価格が10万円以上の物件を基準として判断するものとする。ただし、学術研究資料等価格に見積り難いもので、個人にとって貴重な物であると思料されるものを含むものとする。
  - (9) 売却及び廃棄（措置要領第24条～第29条関係）
    - ア 署長等は、法第72条の2第3項において準用する法第51条第11項の規定による対象損壊物等を売却することができるのは、次に掲げる場合である。
      - (ア) 保管した損壊物等が腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき。  
具体的には、食品類等のように保管を継続するときに、自然にその形状、性質が変化するなど、当該物件の価値が著しく減少するおそれがあるとき
      - (イ) 前記の公示の日から起算して3月を経過してもなお、対象損壊物等を返還することができない場合で、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第16条の2規定の損壊物等の評価額に比して、その保管に不当な費用又は手数料を要するとき。
      - (ウ) 対象損壊物等が車両等の場合は、その時点までの保管費用と、当該車両等とほぼ同質のものを購入した場合の価額とを比較し、保管費用が明らかに大きいとき
      - (エ) 対象損壊物等が積載物等の場合は、当該物件を保管するために特別高価な飼料を要したり、特別の勤務や人数を必要とするとき
    - イ 売却しようとする対象損壊物等の価額の評価を行う場合には、原則的に対象損壊物等の価額の評価に関し、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。  
なお、「専門的知識を有する者」とは、次のような者をいう。
      - (ア) 車両の場合には、財団法人日本自動車査定協会（通産省及び運輸省所管の公益法人。）が認定する中古自動車査定士の資格を有する自動車販売店の従業員等
      - (イ) 車両の積載物又はその他の損壊物の場合は、古物営業法（昭和24年法律第108

- 号) 第1条第2項に規定する古物商等の専門的知識を有する者
- ウ 廃棄をしようとする対象損壊物等の、「価格が著しく低いとき」とは、一概にどの程度の額と明確にできなくても、買受人が無いような価値の低い対象損壊物等の保管を続けることは妥当でないという趣旨に鑑み、保管しておくことが「所有者等の不利益につながることの明白な対象損壊物等」をいうものとする。
- (10) 負担金等の種類及び保管料の計算（措置要領第31条関係）
- ア 移動準備に要した費用とは、次の費用をいう。
- (ア) 対象損壊物等の在る場所に出動したが、移動作業に着手しなかったときに要した費用
- (イ) 対象損壊物等の在る場所に出動し、移動作業に着手したが、これを完了しなかったときに要した費用
- イ 保管料金の算出時間は、対象損壊物を保管してから運転者等又は所有者等が署等、各派出所、駐在所、分駐隊及び分遣班等に出頭してきた時間までとし、返還手続に要した時間は算入しないこと。従って、保管業者に対して予め了承を得ておくこと。
- ウ 公示その他の措置に要した費用には、査定料を含ませること。
- エ 延滞金の計算は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその滞納金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額（百円未満は切り捨てる。）とする。
- (11) 負担金未納付者に対する措置（措置要領第35条関係）
- 負担金の未納付者については、督促状を発した後も電話等により滞納処分の前日まで催促をつづけること。
- (12) 負担金未納付管理簿の記載（措置要領第37条関係）
- 措置要領第34条に規定する負担金等の納付を命ずることができないものについても、負担金未納付管理簿（第20号様式）に記載し、以後の経過を明らかにしておくこと。
- (13) 滞納処分の執行（措置要領第39条関係）
- 署長等が、法第72条の2第3項の規定により準用する法第51条第17項及び措置要領第39条に基づき、滞納処分を執行しようとするときは、次の要件を調査し適否を判断すること。
- ア 所在が判明していること
- イ 一連の移動等の措置手続きが適正に進められていること。
- ウ 差押えの法定要件である督促状の到達を確認し、未納の事実があること。
- エ 差押さえるべき財産があること。
- オ 追跡調査等の経緯が明らかであること。

#### 4 措置要領

別添、措置要領のとおりである。

#### 別添

##### 交通事故による損壊物等の移動保管等措置要領

#### 目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 移動（第5条～第11条）
- 第3章 保管（第12条～第16条）
- 第4章 返還（第17条～第19条）
- 第5章 所有者等不明損壊物等（第20条～第23条）
- 第6章 売却及び廃棄（第24条～第30条）
- 第7章 負担金（第31条～第34条）
- 第8章 負担金の未納付者に対する措置総則（第35条～第39条）

第9章 費用の支払い総則（第40条～第42条）

第10章 車両の売却等に伴う嘱託（第43条）

第11章 雑則（第44条・第45条）

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この措置要領は、交通事故において損壊した物及び当該事故に係る車両等の積載物（以下「損壊物等」という。）の措置について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

**第2条** この措置要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 車両等

法第2条第8号及び第13号に規定する車両又は路面電車をいう。

(2) 対象損壊物等

その物によって道路における危険が生じ、交通の安全と円滑が阻害されるおそれのあるもので、次に掲げるものをいう。

ア 当該交通事故によって損壊した車両等

イ 当該交通事故によって損壊した積載物

ウ 当該交通事故に係る車両等が衝突して損壊させた沿道工作物等

エ 当該車両等に積まれた状態の積載物

オ 当該車両等から転落し又は飛散した積載物

(3) 運転者等

車両の運転者その他の乗務員及び当該車両の管理について責任がある者をいう。

(4) 所有者等

対象損壊物等の所有者、占有者その他対象損壊物等について権原を有する者をいう。

(5) 移動

現場にある運転者等又は所有者等の占有を失わせる程度の物理的移動をいい、法第72条の2第2項の規定による署長等が保管しなければならないものをいう。

(6) 移動等の措置

法第72条の2第3項において準用する法第51条第10項から第20項までに規定する対象損壊物等の移動、保管、公示その他の措置をいう。

(7) 所有者不明対象損壊物等

保管した対象損壊物のうち所有者等の氏名及び住所を知ることができないものをいう。

(8) 負担金等

法第72条の2第3項において準用する法第51条第14項から第17項までの規定により、対象損壊物等の運転者又は所有者等が納付すべき対象損壊物等の移動、保管、公示のその他の措置に要した費用、延滞金及び手数料をいう。

（取扱責任者）

**第3条** 署等に、対象損壊物等の移動等の措置取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置くものとする。

2 取扱責任者には、交通課（係）長、隊長補佐をもって充てるものとする。

3 取扱責任者は、移動等の措置に係る業務を行うものとする。

4 取扱責任者が不在又は事故あるときは、署長等が予め指名する係長又は主任が取扱責任者の事務を代理するものとする。

（会計事務の処理区分）

**第4条** この措置要領による次の事務は、署等の会計事務を担当する係において処理するものとする。

(1) 法第72条の2第3項において準用する法第51条第11項の規定による、損壊物等の売却及び売却代金の保管事務

- (2) 法第72条の2第3項において準用する法第51条第16項及び第17項の規定による、延滞金、督促に要した手数料及び負担金の強制徴収に関する所要の事務
- (3) 法第72条の2第3項において準用する法第51条第18項の規定による、納付され又は徴収された負担金等の収入に関する所要の事務
- (4) 法第72条の2第3項において準用する法第51条第19項の規定による、損壊物等の所有権が県に帰属する場合における所要の事務

## 第2章 移動

(移動措置の認定)

**第5条** 現場にある警察官が、法第72条第1項規定の移動措置を行う必要を認めるときとは、次のような場合をいう。

- (1) 運転者等が死亡した場合又は負傷のため意識不明であるとき。
- (2) 運転者等が現場に見当たらないとき。
- (3) その他現場にある警察官の指示に従うことが困難であると認められるとき。

(移動業者との関係)

**第6条** 署長等は、管内の交通実態に応じ、移動業者の把握に努めるとともに、対象損壊物等の迅速適正な移動等の措置を推進するため、移動業者との協力関係の保持に努めるものとする。

- 2 取扱責任者が移動業者を選定するときは、当該交通事故現場の状況及び必要と認められる資機材等を速やかに把握し、当該事故状況に応じて迅速、的確に措置できる業者を選定しなければならない。

(移動の手段)

**第7条** 移動措置は急を要し、通行人等の協力を得て移動したとき又は警察官自らが措置することができた場合等を除き、移動業者に行わせるものとする。

(移動の手段)

**第8条** 警察官は、対象損壊物等を移動しようとするときは、急を要する場合を除き、速やかに取扱責任者を経て署長等に報告し、必要な指揮を受けなければならない。ただし、急を要して直ちに移動措置をした場合は、措置後速やかに取扱責任者を経て署長等に報告しなければならない。

(移動する際の措置)

**第9条** 警察官は、取扱責任者の指揮を受けて対象損壊物等を移動したときは、損壊物等移動措置報告書(第1号様式)に所要事項を記載して報告すること。

(移動する際の留意事項)

**第10条** 警察官は、取扱責任者の指揮を受けて対象損壊物等を移動するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 損壊物等移動措置報告書に、次のような状況を確認して記載するとともに、必要により写真撮影又は現場略図等を作成し、添付しておくものとする。
  - ア 事故関係車両の衝突、転落、逸脱、停止状況
  - イ 積載物の転落、飛散状況
  - ウ 損壊した車両を移動措置した場合には、車両の破損、汚損状況並びに車内の積載物等の状況
  - エ 事故関係車両の積載物を移動措置した場合には、積載物の数量及び破損の状況
  - オ 転落、飛散した積載物を移動措置した場合には、破損した積載物の状況
- (2) 迅速、かつ安全な方法で行うこと。
- (3) 対象損壊物等の移動作業に着手したが、移動を開始する前に損壊物等の運転者又は所有者等が現場に現れ、対象損壊物等について法第72条に規定する必要な措置ができる場合は、それらの者に措置させなければならない。

(立会人)

**第11条** 警察官は、次の各号のいずれかに該当し、かつ対象損壊物等を返還する際に、運転者又は所有者等から異義の申し立てが予想される場合は、警察官及び移動業者以外の者の立会いを求め、後日証言が得られるようにしておくものとする。

- (1) 対象損壊物等が、特に経済的価値の高いもの又は学術的に極めて貴重なものと認められる等、特異な物であるとき
- (2) その他立会人を確保しておく必要が認められるとき

### 第3章 保管

(保管)

**第12条** 署長等は、対象損壊物等を法第72条の2第2項の規定により移動した警察官から、当該損壊物等の差し出しを受けた場合は、これを保管しなければならない。ただし、対象損壊物等を保管する前に所有者等に連絡が取れた場合は、当該所有者等の意向に従って措置することができるものとする。

(保管場所)

**第13条** 署長等は、対象損壊物等を保管するときは、当該損壊物等を保管業者及び警察の施設その他保管に適する場所に保管するものとする。

(保管の手續)

**第14条** 署長等は、対象損壊物等を保管するときは、取扱責任者に保管させるものとする。

2 取扱責任者は、警察官を指揮し、対象損壊物等を保管するものとする。この場合、有料の駐車場や施設等の保管業者に当該損壊物等の保管を委託したときは、保管業者から損壊物等保管請書(第2号様式)を徴しておくものとする。

3 取扱責任者は、前項の手續きを採ったときは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第7条に定める保管損壊物等一覧簿に対象損壊物等の引継ぎ状況等を記録し、保管管理の状況を明らかにしておくものとする。

(保管する際の留意事項)

**第15条** 取扱責任者は、対象損壊物等を保管する際は、当該損壊物等の盗難、き損等のないよう留意しなければならない。

2 対象損壊物等の所有者等に、高額の保管費用の負担を強いられる場合には、保管業者以外の警察施設に保管すること。

3 前項の措置を採ったときは、法第72条の2第3項において準用する法第51条第11項に規定する売却等の措置を速やかに採るものとする。

(所有者等に対する告知)

**第16条** 署長等は、対象損壊物等を保管したときは、当該損壊物等の所有者等について調査し、これらの者に対し、対象損壊物等の移動及び保管の事実並びに返還に必要な事項を速やかに連絡しなければならない。この場合において、所有者等を知ることができないときは、取扱責任者に、所有者等について調査させなければならない。

2 取扱責任者は、前項後段の規定により調査した内容を損壊物等移動措置報告書に記載すること。

### 第4章 返還

(返還の手續)

**第17条** 署長等は、保管した対象損壊物等を返還するときは、取扱責任者に返還させるものとし、当該損壊物等の運転者又は所有者に返還するものとする。

(返還する際の措置)

**第18条** 取扱責任者は、保管した対象損壊物等を返還する際は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 運転免許証等氏名及び住所を証するに足る書類を提出させ、対象損壊物等の運転者又は所有者等であることを確認すること。

(2) 対象損壊物等の所有者等の代理人が、対象損壊物等の返還を求めてきたときは、代理人であることを確認すること。この場合において必要があるときは、代理人であることを証するに足る委任状を徴すること。

(3) 前各号に掲げる措置を採ったときは、運転者又は所有者等若しくは所有者等の代理人から、規則第7条の3に規定する受領書を徴すること。

**第19条** 取扱責任者は、保管業者の保管場所に保管した対象損壊物等を返還する際は、運転者又は所有者等若しくは所有者等の代理人に損壊物等引渡依頼書(様式第3号)を交

付し、前条の措置を採ること。この場合において、運転者又は所有者等若しくは所有者等の代理人に、次の各号の事項を教示すること。

- (1) 対象損壊物等を確認すること。
- (2) 保管業者に損壊物等引渡依頼書を提出すること。
- (3) 損壊物等引渡依頼書に記入してある保管期間（時間）内に受領できないときは、保管期間（時間）外に係る保管料金を保管業者に直接支払うこと。

#### 第5章 所有者等不明対象損壊物等

（公示）

**第20条** 署長等は、保管した対象損壊物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該損壊物等の保管を始めた日から起算して5日を経過した日から14日間、施行令第15条で定める公示事項を、公示書（第4号様式）により署等の掲示板に公示しなければならない。

（保管損壊物等一覧簿の備付け及び閲覧）

**第21条** 署長等は、前条の公示をしたときは、施行令第16条第2項に規定する措置を採らなければならない。

（官報への掲載）

**第22条** 署長等は、前条による公示に係る対象損壊物等のうち特に貴重と認められるものについて、公示の期間が満了してもなお、当該損壊物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、速やかに官報掲載依頼書（第5号様式）に公示事項を記載して交通指導課長に通知するものとする。

なお、官報掲載の必要のない対象損壊物等については、電話により通知するものとする。

2 前項により官報掲載依頼書の通知を受けた交通指導課長は、速やかに官報への掲載手続きを執るものとする。

（所有者等不明対象損壊物等一覧表）

**第23条** 取扱責任者は、所有者不明対象損壊物等については、所有者不明対象損壊物等一覧表（第6号様式）に所要事項を記載しておくものとする。

2 署長等は、公示の日から起算して3月を経過してもなお、対象損壊物等を返還することができないときは、交通指導課長へ通知すること。

#### 第6章 売却及び廃棄

（売却に伴う調査）

**第24条** 署長等は、法第72条の2第3項において準用する法第51条第11項の規定により対象損壊物等を売却しようとするときは、次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 署長等は、対象損壊物等を売却しようとするときは、事前に交通指導課長へ通知すること。
- (2) 査定依頼書（対象損壊物等が車両である場合は第7号様式、車両の積載物及び工作物等である場合は第7-2号様式）により、対象損壊物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者に対象損壊物等の価額の評価を依頼すること。
- (3) 売却しようとする対象損壊物等が車両である場合、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）第2条第1項に規定する登録事項等証明書交付請求書により、当該車両に抵当権が設定されているか否か陸運支局に照会すること。
- (4) 前項の照会によって、売却しようとする車両に差押、仮差押、仮処分、抵当権等が存する場合は、その取扱について交通指導課長と協議するものとする。

（売却の手続）

**第25条** 対象損壊物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の場合は随意契約により売却することができる。

- (1) 競争入札に付しても入札者がいないとき
- (2) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのあるとき
- (3) その他競争入札に付することが適当でないと認められるとき

2 前項本文の規定による競争入札のうち、指名競争入札に付するときは、知事が定める資格を有する者のうちから、入札に参加する者を、なるべく3人以上を指定し、かつ、それらの者に対象損壊物等の種類に応じた、次に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

(1) 一般的な対象損壊物等の場合

ア 対象損壊物等の名称又は種類、形状及び数量並びに損壊の程度

イ 競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

ウ 競争入札の執行の日時及び場所

エ 入札保証金に関する事項

オ 契約条項の概要（引取時間等）

カ その他署長等が必要と認める事項

(2) 対象損壊物等が車両等である場合

ア 車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号並びに損壊の程度

イ 競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

ウ 競争入札の執行の日時及び場所

エ 入札保証金に関する事項

オ 契約条項の概要（引取時間、登録手続等）

カ その他署長等が必要と認める事項

3 第1項ただし書きの規定により随意契約で売却しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（第11号様式）を調査しなければならない。

4 対象損壊物等の車両等を売却しようとする場合において、当該車両の抵当権を有する者があるときは、第2項第2号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

5 対象損壊物等の車両等を売却しようとする場合において、次の車両等は登録事務の関係上、売却の対象とならないので留意すること。

(1) 自動車登録番号標又は車両番号標のない車両等

(2) 自動車登録番号標又は車両番号標に表示された番号と、車台番号とがファイル又は原簿上一致しない車両等（偽造ナンバーの場合等）で、本来の自動車登録番号又は車両番号が不明なもの

(3) 差押え等の処分が存在が、登録又は他の公示方法により公示されている車両等

6 売却についての事務手続は、本条に定めるもののほか、会計規則（昭和39年岩手県規則第15号。以下「会計規則」という。）の定めるところによるものとする。

（売却の経過記録）

**第26条** 署長等は、対象損壊物等を売却に付する場合は、次に掲げる書類を作成するほか、損壊物等移動措置報告書に所要事項を記載しておかなければならない。

(1) 査定依頼書の写

(2) 売却処分決定伺（第8号様式）

(3) 入札執行伺（第9号様式）

(4) 予定価格調書（第10号様式）

(5) 入札・見積調書（第11号様式）

(6) 売却費用明細書（第12号様式）

2 署長等は、対象損壊物等を売却したときは、次に掲げる書類を損壊物等移動措置報告書に添付し、売却に至る経過を明らかにしておかなければならない。

(1) 前項各号に掲げる書類

(2) 損壊物等価格査定書（損壊物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者が作成したもの）

(3) 公示書の写

(4) 入札書

(5) 買受書（第13号様式）

（売却代金の保管）

**第27条** 署長等は、対象損壊物等を売却した売却代金の保管は、会計規則に定める指定金

融機関等の当座預金に預託するか、又はこれに準ずる確実な方法で行うものとする。

(売却後に対象損壊物等の所有者が判明した場合の措置)

**第28条** 署長等は、対象損壊物等を売却後に所有者が判明した場合は、対象損壊物等を売却した代金は、法第72条の2第3項において準用する法第51条第13項の規定により、売却に要した費用を差し引いて所有者等に返還するものとし、規則第7条の3に規定する受領書を徴すること。

(廃棄の経過記録)

**第29条** 署長等は、法第72条の2第3項において準用する法第51条第12項の規定に基づき、保管した対象損壊物等を廃棄しようとするときは、事前に交通指導課長に通知すること。

2 前項の規定により保管した対象損壊物等を廃棄したときは、廃棄処分決定伺(第14号様式)を作成するほか、損壊物等移動措置報告書に所要事項を記入し、廃棄に至る経過を明らかにしておくこと。

(所有権の帰属の手続き)

**第30条** 法第72条の2第3項において準用する法第51条第19項の規定により対象損壊物等(売却代金を含む。)の所有権が県に帰属したときは、次により県に引き渡さなければならない。

(1) 署長は、県帰属保管損壊物等引継書(第15号様式)により引き渡さなければならない。

(2) 高速道路交通警察隊長は、別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定める署長に対し、県帰属保管損壊物等引継書(第15-2号様式)に保管損壊物等・売却代金県帰属調書(第16号様式)を添付して引き継ぐものとする。この場合において、引継ぎを受けた各署長は、県に引き渡さなければならない。

2 署長は前項の規定により、対象損壊物等及び売却代金を県に引き渡すときは、保管損壊物等・売却代金県帰属調書を県帰属保管損壊物等引継書に添付しなければならない。

3 所有権が県に帰属した場合による対象損壊物(売却代金を含む。)の引き渡しについては、遺失物取扱細則(平成元年警察本部訓令第6号)第17条第1項の規定を準用する。この場合において、県帰属拾得物引渡書は県帰属保管損壊物等引継書と読み替えるものとする。

## 第7章 負担金等

(負担金等の種類及び金額)

**第31条** 次の負担金の金額は実費とする。

- (1) 対象損壊物等の移動に要した費用
- (2) 対象損壊物等の移動準備に要した費用
- (3) 対象損壊物等を保管業者の保管場所に保管した場合に要した費用
- (4) 公示その他の措置の要した費用

2 法第72条の2第3項において準用する法第51条第16項の規定による延滞金は、負担金につき年14.5パーセントの割合により計算した額とする。

(負担金等の納付命令)

**第32条** 署長等は、負担金等の納付を命じるときは、対象損壊物等の運転者又は所有者等の納付命令書(第17号様式)を交付しなければならない。

2 納付命令書の納付期限は、納付命令書を交付する日とする。ただし、納付命令書を交付する日に納付できない理由のある運転者又は所有者等については、交付日の翌日から起算して概ね14日以内において、金融機関の休日以外の日を納付期限として交付するものとする。

(負担金等の収納の事務手続き)

**第33条** 負担金等の収納の事務手続きは、会計規則に定めるところによるものとする。

2 署長等は、前条に定める負担金等の納付を受けた場合は、対象損壊物等の運転者又は所有者等に対し、受領書(第18号様式)を交付しなければならない。

3 高速道路交通警察隊長は、納付を受けた負担金等を県に引き渡すときは、措置要領第30条第1項第2号の規定を準用し、負担金等引継書(第19号様式)各署長に引き渡すも

のとする。この場合において、引継ぎを受けた各署長は、会計規則に定めるところにより県に納入するものとする。

(負担金等の納付を命じない場合)

**第34条** 署長等は、異動した対象損壊物等が盗難等の被害品であることが判明し、その原因が所有者等の責めに帰すべき事由がない場合等、真にやむをえないと認める場合は、負担金等の納付を命じないものとする。

#### **第8章 負担金等の未納付者に対する措置**

(催促)

**第35条** 取扱責任者は、納付命令書の納付期限内に負担金を納付しない運転者又は所有者等(以下「負担金の未納付者」という。)に対して、次条に規定する督促状を発する日の前日までに電話、郵便等により、速やかに納付するよう催促するものとする。

(督促)

**第36条** 署長等は、負担金の未納付者が納付期限から20日を経過してもなお納付されない債権について督促する場合は、督促状(第20号様式)を発することによりしなければならない。

2 前項の規定による督促状に指定すべき期限は、発付の日から15日以内とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

3 署長等は、本条に基づく督促金の納付を受けたときは、措置要領第33条第2項に定める受領書を交付しなければならない。

(負担金未納付管理簿)

**第37条** 署長等は、納付命令書を交付した日に負担金等を納付しない所有者等については、負担金未納付管理簿(第21号様式)に所要事項をその都度記入し、納付に至るまでの経過を明らかにしておくものとする。

(身元確認等に関する調査表)

**第38条** 取扱責任者は、負担金の未納付者については身元確認等に関する調査表(第22号様式)を作成するものとする。

2 取扱責任者は、納付命令書を交付した日に負担金等を納付しない運転者又は所有者等については、納付命令書を発した日に、身元確認等に関する調査表に所要事項を記載しておくものとする。

(滞納処分の執行)

**第39条** 署長等は、法第72条の2第3項において準用する法第51条第17項の規定による滞納処分を執行しようとするときは、交通指導課長と協議しなければならない。

2 滞納処分の手続きについては、「警察署長が行う滞納処分実施要領の制定について」(昭和62年9月21日付岩交通発第106号、岩警務発第57号)を準用するものとする。

#### **第9章 費用の支払い**

(実費の支払い)

**第40条** 署長等は、移動業者等に移動料金及び保管料金を支払う場合は、対象損壊物等の移動及び保管に要した実費を支払うものとする。

(支払い手続き)

**第41条** 署長等は、移動業者等の移動料金及び保管料金を支払うときは、その都度、移動業者にあつては移動料金請求書(第23号様式)及び移動措置料金明細書(第24号様式)を、保管業者にあつては保管料金請求書(第25号様式)及び保管料金明細書(第26号様式)を提出させるものとする。

2 支払いについての事務手続きは、会計規則の定めるところによるものとする。

(確認)

**第42条** 取扱責任者は、前条に規定するそれぞれの請求書及び明細書が提出されたときは、関係記録と照合して誤りのないことを確認するものとする。

#### **第10章 車両売却等に伴う囑託**

(囑託の方法)

**第43条** 署長等は、対象損壊物等を売却、廃棄、県帰属の各措置に伴う、法第72条の2第

3 項において準用する法第51条第20項の規定による登録の嘱託を行うときは、交通指導課長と協議しなければならない。

- 2 署長等は、前項の嘱託をするときは、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）第2条第1項に規定する登録嘱託書に売買契約書等の登録の原因を証する書面及び所有者等の追跡調査を記録した書面の写を添付するものとする。
- 3 売却する場合の登録の嘱託を行うときは、移転登録の嘱託を行うこと。
- 4 廃棄する場合に登録の嘱託を行うときは、抹消登録の嘱託を行うこと。
- 5 県に所有権が帰属する場合の嘱託は、売却又は廃棄する場合に準じて行うものとする。

#### 第11章 雑則

（不服申立てに対する措置）

**第44条** 署長等は、対象損壊物等の売却及び廃棄若しくは負担金等の納付命令及び督促に関し、行政不服審査法に定める不服申立てがなされた場合は、「行政不服審査手続に関する規程」（昭和40年公安委員会規程第1号）により処理しなければならない。

（報告）

**第45条** 署長等は、対象損壊物等の移動等の措置結果を、損壊物等移動措置報告書の写をもって、その都度、本部長に報告しなければならない。

別 表（第30、33条、36条、39条関係）

施 設	引 継 ぎ 先
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 本 隊	紫 波 警 察 署 長
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 西 根 分 駐 隊	岩 手 警 察 署 長
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 西 根 分 駐 隊 安 代 分 遣 班	岩 手 警 察 署 長
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 北 上 分 駐 隊	北 上 警 察 署 長
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 北 上 分 駐 隊 一 関 分 遣 班	一 関 警 察 署 長
高 速 道 路 交 通 警 察 隊 一 戸 分 駐 隊	二 戸 警 察 署 長

第1号様式(第9条、10条、16条、26条、29条、45条関係)

署 長		副署長・次長		交通課(係)長				整理番号			
損壊物等移動措置報告書 転落積載物除去等											
取扱者 職・氏名		事故捜査担当者		係		階級					
		移動・除去担当者		係		階級		印			
		返還措置担当者		係		階級		印			
損壊物等・ 転落積載物	車 両		車両番号			車 種					
			車 名			年 式		塗 色			
	品 名			数 量	特 徴		破 損 の 有 無				
	車両の積載物等・ 転落積載物										
工作物											
事故の状況		発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分頃								
		発生場所									
		事故形態	人身・物損	車両相互・車両単独・対歩行者・その他							
移動・除去		作業区分	破壊作業・引上げ作業・レッカー移動等・撤去作業 その他 ( )								
		移動着手日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分								
措置状況		移 動 先									
		移動業者	住所 氏名	TEL ( )							
立 会 人		住 所 氏 名	TEL ( )								
		立会日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・後 時 分								

第1号様式(裏面)

所有者等 (占有者)	車両所有者	氏名	TEL ( )				
	積載物所有者	氏名	TEL ( )				
	工作物所有者	氏名	TEL ( )				
	引取人	氏名	TEL ( )				
保 管	保管場所						
	保管業者	住所 氏名	TEL ( )				
	保管日時	月 日 午 時 分から	保管時間	時 分 間			
月 日 午 時 分まで		保管に要した費用	円				
費用の納付	現金納付	移動料金	円	保管料金	円	その他	円
		交付	平成 年 月 日 第 号		金額	円	
	納付命令書	納付期限	平成 年 月 日	納付月日	平成 年 月 日		
通 知	第 1 回	平成 年 月 日 午前・後 時 分 方法 ( )					
	第 2 回	平成 年 月 日 午前・後 時 分 方法 ( )					
催 促	催 促	第 1 回 月 日 方法 ( )					
		第 2 回 月 日 方法 ( )					
	督促状	発行			指定期限		
所有者等	照 会	B照会・所有者照会		月 日・照会者 ( )			
調査状況	照会結果						
公示年月日	平成 年 月 日	官報掲載年月日	平成 年 月 日				
売 却	査定価格	円	登録事項照会	有 ・ 無			
	売却月日	平成 年 月 日					
	売却方法	競争入札・随意契約		売却価格	円		
	買受人						
廃 棄	廃棄理由						
	廃棄月日	平成 年 月 日	廃棄方法				

第2号様式（第14条関係）

整理番号	
------	--

損壊物等 転落積載物		保管請求書	
岩手県 警察署長 殿		平成 年 月 日	
		住所	
		氏名	
		印	
次のとおり保管しました。			

損壊物等	車	車両番号			
	両	車名	型式	塗色	
転落積載物		品名	数量	備考	
	積載物・工作物等				
保管開始日時	月 日 午前・後 時 分				
備考					

保管時間	月 日 午前 時 分 ~ 月 日 午前 時 分			
保管料金			取扱者確認印	印

- 備考 1 は、警察官が記入すること。  
 2 整理番号は、損壊物等移動・転落積載物除去措置報告書の整理番号を記載すること。

整理番号	
------	--

損壊物等  
 転落積載物

## 引 渡 依 頼 書

平成 年 月 日

殿

岩手県 警察署長 印

下記の受取人に損壊物等・転落積載物を引き渡すよう依頼します。

受 取 人	住 所	
	氏 名	TEL ( )

損 壊 物 等  転 落 積 載 物	車	車両番号				
	両	車 名	形 式	塗 色		
		品 名	数 量	備 考		
		積載物・工作物等・転落積載物				

保 管 場 所 ( 期 間 )	月 日 午前・後 時 分から
	月 日 午前・後 時 分まで
	( 時 分間 ) ( 円 )

- 備考 1 この依頼書及び受領書と引き換えに該当する損壊物等・転落積載物を引き渡してください。
- 2 は、警察官が記入すること。
- 3 整理番号は、損壊物等移動・転落積載物除去措置報告書の整理番号を記載すること。

取 扱 者	印
-------------	---

第4号様式（第20条・第26条関係）

# 公 示 書

次の交通事故による損壊物等を保管してありますから、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の2第3項において準用する同法第51条第10項の規定により公示します。

平成 年 月 日

岩手県

警察署長 氏 名

印

損 壊 物 等  （ 積 載 車 両 を 含 む ）	品 名	
	形状及び特徴	
	数 量	
	車 名	
	型 式	
	塗 色	
	番号票に表示されている番号	
交 通 事 故 発 生 の 場 所		
発 生 の 日 時	平成 年 月 日 午前・後 時 分頃	
移 動 の 日 時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
保 管 開 始 の 日 時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
保 管 の 場 所		
そ の 他		

第5号様式（第22条関係）

平成 第 年 月 日

交通指導課長殿

警察署長

## 官報掲載依頼書

別添公示書（写）記載の損壊物等は、道路交通法第72条の2の規定に基づき保管中のものであるが、所有者等が判明しないので官報掲載の手続きを依頼する。



# 査定依頼書

発 第 号  
平成 年 月 日

殿

岩 手 県 警察署長 印

下記自動車の査定を依頼します。

依 頼 す る 自 動 車	氏 名		住 所				
	使用者						
	所有者						
	車 名	年 式	型 式	形 状	登録番号	事故歴	事故修理金額
	破 損 個 所				改 造 個 所		
	査 定 目 的						
査 定 希 望 日 時				前 回 査 定 年 月 日			

第7号様式(裏面)

車両所在地略図(出張査定の場合)及び所在地の電話番号

注 目的地付近だけの地図でなく、そこに到達するための最良の道を正確に記入し、曲り角等にある目標物(商店名等)を必ず記入すること。

## 査定依頼書

発 第 号  
平成 年 月 日

殿

岩 手 県 警察署長 印

下記損壊物等の査定を依頼します。

依 頼 す る 物		氏 名	住 所			
	使用者					
	所有者					
	品 名	形 状 及 び 特 徴		点 数	数 量	
破 損 個 所			改 造 個 所			
査 定 目 的						
査 定 希 望 日 時			前 回 査 定 年 月 日			

第7 - 2号様式(裏面)

物の所在地略図(出張査定の場合)及び所在地の電話番号

注 目的地付近だけの地図でなく、そこに到達するための最良の道を正確に記入し、曲り角等にある目標物(商店名等)を必ず記入すること。

第 8 号様式 ( 第26条関係 )

署 長	副署長・次長	会計課(係)長	交通(係)長	担 当 係
				月 日

### 売却処分決定伺

下記損壊物を道路交通法第72条の2第3項において準用される同法第51条第11項の規定により売却処分に付してよろしいか。お伺いします。

				整理番号			
保 管 し た 損 壊 物	自 動 車	車 名		塗 色		型 式	
		番号票に表示されている番号					
	積 載 物 ・ 工 作 物	品 名 又 は 名 称		特 徴 又 は 形 状		数 量	
移 動 し た 年 月 日		平 成 年 月 日					
保 管 を 始 め た 年 月 日		平 成 年 月 日					
査 定	年 月 日		平 成 年 月 日				
	価 格		円				
売却の理由							

備 考 整理番号は、損壊物等移動措置報告書の整理番号を記載すること。

第9号様式（第26条関係）

署 長	副署長・次長	会計課(係)長	交通(係)長	担 当 係
				月 日

入 札 執 行 伺  
見 積 合 せ

下記損壊物等については、道路交通法第72条の2第3項において準用される同法第51条第11項の規定により売却することとなったので、次により入札執行・見積合わせをしてよろしいか。お伺いします。

				整理番号	
保 管 し た 損 壊 物	自 動 車	車 名	塗 色	型 式	
		番号票に表示されている番号			
	積 載 物 ・ 工 作 物	品 名 又 は 名 称	特 徴 又 は 形 状	数 量	
執 行 方 法		一般競争入札	指名競争入札	随意契約	
執 行 場 所		警 察 署			
入 札 保 証 金		岩手県会計規則第107条において準用する同規則第99条第2項の規定を適用し免除する。			
移 動 ・ 保 管 年 月 日		平 成	年	月	日
		平 成	年	月	日
査 定 年 月 日 及 び 査 定 金 額		平	成	年	月 日 金 円

備考 整理番号は、損壊物等移動措置報告書の整理番号を記載すること。

# 予 定 価 格 調 書

積 算 額（税 込） 円

積 算 額（税 抜） 円

予 定 価 格（税 抜）

円

— 金								円 也
	百万			千				

ただし、

平 成 年 月 日

（ 予 定 価 格 決 定 者 ）

印

入 札 調 書  
見 積

平 成 年 月 日

執 行 員 名	係 名	職 名	氏 名	警察署
執 行 者				
立 会 人				
件 名				
予 定 価 格 _____ 円				
入 札 ・ 業 者 見 積	入 札 ・ 見 積 額			落 札 ・ 決 定 額
	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
	円	円	円	

第12号様式（第26条関係）

署 長	副署長・次長	会計課(係)長	交通(係)長	担 当 係
				月 日

売 却 費 用 明 細 書

			整理番号	
年 月 日	費 用 区 分	金	額	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
計			円	

備考 整理番号は、損壊物移動措置報告書の整理番号を記載すること。

第13号様式（第26条関係）

平成 年 月 日

岩 手 県 警 察 署 長 殿

買 受 人

住 所

氏 名 印

平成 年 月 日 買 受 書  
日見積（入札）しました \_\_\_\_\_

については、次の金額で買受け致します。

記

一 金 \_\_\_\_\_ 円

第14号様式（第29条関係）

署 長	副署長・次長	会計課(係)長	交通(係)長	担当係
				月 日

## 廃 棄 処 分 決 定 伺

下記損壊物を道路交通法第72条の2第3項において準用される同法第51条第12項の規定により廃棄処分に付することとしてよろしいか。お伺いします。

				整理番号			
保管した損壊物	自動車	車名		塗色		型式	
		番号票に表示されている番号					
	積載物・工作物	品名又は名称	特徴又は形状		数量		
移動した年月日		平成 年 月 日					
保管を始めた年月日		平成 年 月 日					
査 定	年 月 日	平成 年 月 日					
	価 格						
競 売	入札年月日	平成 年 月 日					
	入札結果						
廃棄処分の理由							
廃棄処分の方法							
廃棄に要した費用		円					
廃棄処分年月日		平成 年 月 日					
廃棄処分執行者		官 職		氏 名	印		
廃棄処分立会者		官 職		氏 名	印		

備 考 整理番号は、損壊物等移動措置報告書の整理番号を記載すること。

第15号様式（第30条関係）

平成 年 月 日

（地方公所の長）  
岩手県 警察署長 殿

（保管損壊物管理者）  
岩手県 警察署長 印

### 県帰属保管損壊物等引継書

平成 年 月 日から同年 月 日までの間において下記の物件は、道路交通法第72条の2第3項において準用される同法第51条第19項の規定により、所有権が県に帰属したので引き渡し致します。

#### 記

1 現 金 円

2 物 品 点

内 訳 保管損壊物等・売却代金県帰属調書のとおり

平成 年 月 日

警 察 署 長 殿

高 速 道 路 交 通 警 察 隊 長

## 県 帰 属 保 管 損 壊 物 等 引 継 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までの間において下記の物件は、道路交通法第72条の2第3項において準用される同法第51条第19項の規定により、所有権が県に帰属したので引き渡し致します。

### 記

1 現 金 円

2 物 品 点

内 訳 保管損壊物等・売却代金県帰属調書のとおり

備 考 この様式は、高速道路交通警察隊長が警察署長に引継ぐ場合に使用するものである。

保管損壊物等 具 帰 属 調 書  
 売 却 代 金

岩手県 警 察 署

損壊物等移動措置報告書整理番号							
保 管 し た 損 壊 物	自 動 車	車 名		塗 色		型 式	
		番号票に表示されている番号					
	積 載 物 ・ 工 作 物	品 名 又 は 名 称		特 徴 又 は 形 状		点 数	数 量
売 却 代 金		円					
公示した年月日		平成 年 月 日					
県帰属年月日		平成 年 月 日					
帰 属 理 由		道路交通法第72条の2第3項において読み替えて準用される同法第51条第19項					

## 納 付 命 令 書

整理番号	納入義務者	住所										
		氏名 <span style="float: right;">殿</span>										
納入金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">万</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">百</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">十</td> <td style="width: 16.6%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>					百	十	万	千	百	十	円
百	十	万	千	百	十	円						
<p>ただし、平成      年      月      日発生 of 交通事故による損壊物等の 移動等の費用として</p> <p>内 訳      移動に要した費用      円</p> <p style="padding-left: 100px;">保管に要した費用      円</p> <p style="padding-left: 100px;">その他の費用      円</p>												
納入期限 及び 納入方法	<p>上記金額を、平成      年      月      日までに、岩手県 警察署に現金で納付してください。</p>											
<p>平成      年      月      日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">岩手県      警察署長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏名      印</p>												

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して、審査請求（異議申立）をすることができます。

備考 整理番号は、損壊物等移動措置報告書の整理番号を記載すること。

整理番号	
------	--

## 受 領 書

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年 月 日発生 of 交通事故による損壊物等の負担金等  
として

内 訳	移動に要した費用	円
	保管に要した費用	円
	公示に要した費用	円
	査定に要した費用	円
	督促手数料	円
	延滞金	円
	その他の手数料	円
	計	円

上記の金額を受領しました。

平成 年 月 日

殿

岩 手 県 警 察 署 長

氏 名 印

備 考 整理番号は、損壊物等移動措置報告書の整理番号を記載すること。



第20号様式（第36条関係）

整理番号	納入義務者	住所
		氏名

殿

督促状

納入金額	百	拾	万	千	百	拾	円														
	<table border="1"> <tr> <td>滞納金</td> <td>移動に要した費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管に要した費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公示に要した費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>査定に要した費用</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の料金</td> <td>円</td> </tr> </table>							滞納金	移動に要した費用	円		保管に要した費用	円		公示に要した費用	円		査定に要した費用	円		その他の料金
滞納金	移動に要した費用	円																			
	保管に要した費用	円																			
	公示に要した費用	円																			
	査定に要した費用	円																			
	その他の料金	円																			
納入金額の内訳	督促手数料 円																				
	延滞金	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで	円															
指定期限	平成 年 月 日			納入方法	現金納入																
納入の場所	岩手県 警察署																				
<p>上記の金額は、納付期限までに納付されていませんので、上記の指定期限までに納付してください。（この督促状を受ける前に納付済みの方は、行き違いでありますからご了承願います。）</p> <p>なお、この期限を過ぎても納付されないときは、法令等の定めるところにより財産の差押えその他の措置を取ることとなります。</p> <p>この処分に不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して、審査請求（異議申立）をすることができます。</p> <p>督促状発行 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岩手県 警察署長</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>																					

備考 整理番号は、損壊物等移動措置報告書の整理番号を記載すること。





# 移 動 料 金 請 求 書

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年 月 日の交通事故損壊物等移動料

内 訳

自動車移動料 円

損壊物の移動料 円

工作物の移動料 円

別紙保管料金明細書記載のとおり、上記金額を請求いたします。

平成 年 月 日

岩手県 警察署長 殿

住 所

会社名 印

代表者 印



# 保 管 料 金 請 求 書

金 額	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、平成 年 月 日から保管の交通事故損壊物等保管料

## 内 訳

自動車保管料 円

損壊物の保管料 円

工作物の保管料 円

別紙移動料金明細書記載のとおり、上記金額を請求いたします。

平成 年 月 日

岩手県 警察署長 殿

住 所

会社名 印

代表者 印

